

欧州委員会、「知的財産権のための金融市場の創設」と題する報告書を公表

2012年3月22日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

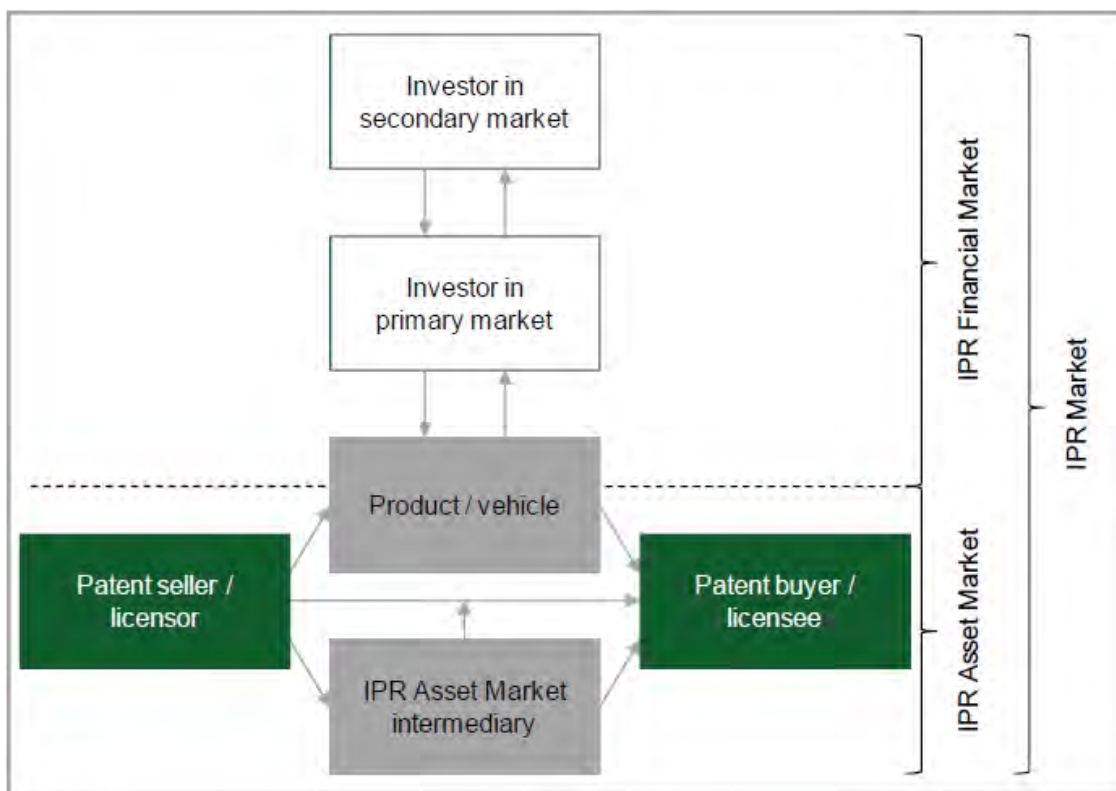
欧州委員会は、「知的財産権のための金融市場の創設 (Creating a financial market for IPR)」と題する2011年12月6日付けの最終報告書を公表した。

本報告書は、欧州委員会が、特許の経済的活用や価格設定を改善する可能性を探るために、スイスのサンクトガレン大学およびドイツのフラウンホーファー協会に調査を委託したもの。

本報告書は、知的財産権のための市場は、イノベーション、技術移転、および、GDPや雇用等の経済的価値を高めるものであり、知識経済において、知的財産権は重要性を増しているとした上で、欧州企業は主に米国およびアジアから生まれる将来的に増大するプレッシャーに直面しているところ、現在の知的財産権制度の本質的分析に対する要望が勢いを増していると現状分析を行っている。

そして、知的財産権へのアクセスは、製品の更なる改良、最先端技術の補足、または、技術市場へ新たな製品を販売することを望む研究機関や企業にとって重要な課題であるとの観点から、具体的に「知的財産権資産市場 (IPR Asset Market)」および「知的財産権金融市場 (IPR Financial Market)」の創設に関する12の提言を行っている。

ここで「知的財産権資産市場」とは、下図に示されるとおり、現在も既に存在しているように知的財産権の販売者が移転の見返りとして金銭的な補償を得るという仕組みであり、「知的財産権金融市場」の基礎となり得るものである。一方、「知的財産権金融市場」とは、投資家が購入する株式や債券を媒体とするものである。「知的財産権市場」とは上記の両者を含む用語として定義されている。



同報告書において提言されている内容は次のとおり。

#### [知的財産権市場]

1. 欧州委員会は、EUからのイノベーションの流出を減少し、知的財産権市場の断片化を減少し、さらに、知的財産権市場における流動性および透明性を向上させるために、欧州における単一の知的財産権資産市場（IPR Asset Market）を創設するべきである。
2. 欧州委員会は、そのような市場創設の潜在的計画の概要を得るために、知的財産権資産市場のビジネスモデルを提案する民間企業のための競争入札を開始するべきである。

#### [知的財産権資産市場]

3. 欧州委員会は、知的財産権資産市場に参加する欧州の研究機関を増加させるために、欧州の研究機関の知的財産権の認識を向上させ、研究機関のために研究分野に特化した知的財産権の価格設定サービスの創設を促進するべきである。
4. 欧州委員会は、知的財産権資産市場の関係者の信頼を向上させるために、共通かつ

高度の特許品質および欧州全域での権利行使可能性を確保するべきである。

5. 欧州委員会は、知的財産権資産市場への中小企業の参加を増加させるために、中小企業の知的財産権の認識を向上させ、中小企業のために産業分野に特化した知的財産権の価格設定サービスの創設を促進するべきである。

6. 欧州委員会は、欧州企業の EU 域外の知的財産権市場への展開を支援するために、知的財産権制度の世界的な調和を促進し、EU 域外における知的財産権の効果的な権利行使を促進するべきである。

7. 欧州委員会は、知的財産権資産市場において知的財産の取引を促進するために、知的財産権資産市場における知的財産の取引の好ましい形態としてライセンスを促進するべきである。

8. 欧州委員会は、知的財産権資産市場における知的財産の循環を促進するために、EU における技術移転の枠組の専門的技術を促進し続けるべきである。

9. 欧州委員会は、知的財産の取引を促進し、特許の査定手法に関する関係者の確実性を増加させるために、関係者間の既存の特許の査定手法に関する情報普及を促進するべきである。

#### [知的財産権金融市場]

10. 欧州委員会は、欧州における根本的な知的財産権資産市場が実質的に改善されず、その根本的な市場の規則が関係者に対して明確になる前に、知的財産権金融市場（IPR Financial Market）を確立または支援するべきではない。

11. 欧州委員会は、知的財産権の貿易の新たな計画をグローバルに観察・分析するために、次の欧州の機関から構成される卓越したネットワークを立ち上げるべきである。

- ・ 知的財産権の貿易およびイノベーションの金融の経験を有する金融グループ
- ・ 特許庁
- ・ 異なる研究開発能力と産業分野を有する中小企業および大企業
- ・ 異なる研究分野を代表する研究機関
- ・ イノベーションおよび金融市場に重点を置く研究者

12. 欧州委員会は、設立の3年後に、その卓越したネットワークに対して次の提案をするように求めるべきである。

- ・ 知的財産権金融市場の創設に関する政策的措置
- ・ 既に展開が進んでいる場合には、知的財産権金融市場の機能を改善する政策的措置

— 報告書の本文は、以下参照 —

[Final report for EU Tender No 3/PP/ENT/CIP/10/A/NO2S003 "Creating a financial market for IPR" \(PDF\)](#)

(以上)